

山梨県公報

第二千七百八十四号

平成三十年

四月十六日

月曜日

目次

公 告

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一七一
○富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧……………一七二

公 告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成三十年四月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

- 1 第一回 平成三十年八月十一日(土)及び同月十二日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで
- 2 第二回 平成三十一年一月二十三日(水)及び同月二十四日(木)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所 甲府市川田町五百七十七番地山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

- 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
- 2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識
- 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可(以下「猟銃等の所持の許可」という。)を受けている場合にあっては、その許可証の写し

(三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書(おおむね申請前六月以内のもの)

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千二百円(法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

1 第一回 平成三十年六月一日(金)から同月二十九日(金)まで(山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

2 第二回 平成三十年十一月一日(木)から同年十二月十二日(水)まで(県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで)。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日及び場所 住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者 平成三十年九月十四日まで有効の狩猟免許を持っている者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理

五 申請の手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五I(二)に掲げる書類

(三) 第一の五I(三)に掲げる書類

(四) 第一の五I(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間 平成三十年六月一日(金)から同月二十九日(金)まで(県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで)。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第三 問合せ先 山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五―二二三―一五二〇)又は申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所において、平成三十年四月十七日から同年五月十一日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

平成三十年四月十六日

山梨県知事 後 藤 齋